令和５年第３回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所　　上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和５年１１月２７日　午前１０時００分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（１２名）

１番　渡辺哲也	２番　大石光一	３番　髙西正人	４番　岩花寛之
５番　廣﨑誠治	６番　宮本理一郎	７番　宮崎昌宗	８番　峯　新一
９番　三田敏和	１０番　茂呂孝志	１１番　田中唯登志	１２番　荒牧弘敏

欠席議員（０名）

町長　坪根秀介・　副町長　岡﨑　浩・　教育長　道免　隆

会計管理者　堀　三好・　総務課長　宮吉保男・　長寿福祉課長　園田秀秋

建設課長　堀　綾一・　教務課長　村上英之・　総務係長　末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　野添雄二

議会事務局　　　古城大作

○議事日程

令和５年第１回上毛町議会臨時会議事日程

令和５年１１月２７日　午前１０時００分　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　同意第　３号　上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　５　議案第４７号　工事請負契約の変更契約の締結について（健康増進施設解体等工事）

日程第　６　議案第４８号　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第４９号　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第５０号　令和５年度上毛町一般会計補正予算（第７号）

日程第　９　議案第５１号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１０　議案第５２号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第５３号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）

日程第１２　議案第５４号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）

○　会　議　の　経　過

開議　午前１０時００分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和５年第３回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、１１番　田中議員、１番　渡辺議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第２、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時会の運営について諮問しましたところ、本日、委員会を開催していただき、答申をいただきました。委員会の答申は、会期を本日１日とする答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり本日１日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第３、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長から同意１件、条例案２件、補正予算５件、その他１件の計９件であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了承ください。

地方自治法第１２１条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、

お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第４、同意第３号、日程第５、議案第４７号、日程第６、議案第４８号、日程第７、議案第４９号、日程第８、議案第５０号、日程第９、議案第５１号、日程第１０、議案第５２号、日程第１１、議案第５３号、日程第１２、議案第５４号、以上９件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和５年第３回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、人事案件１件、条例改正２件、補正予算５件、その他１件の９案件であります。

順次、御説明をいたします。

同意第３号　上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますが、上毛町固定資産評価審査委員会委員の３名の方の３年間の任期が令和５年１１月２８日で、満了することに伴い、人格識見にすぐれております現委員の八坂德見氏、末吉秋雄氏の２名、並びに、新任の坪根勝磨氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第４７号　工事請負契約の変更契約の締結について（健康増進施設解体等工事）でありますが、現在実施中の健康増進施設解体等工事において、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額及び契約工期の変更について、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第４８号　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第４９号　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、令和５年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が１１月１７日に可決､成立いたしましたので、本町の特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じて所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第５０号　令和５年度上毛町一般会計補正予算（第７号）､議案第５１号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）､議案第５２号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）､議案第５３号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）､議案第５４号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）の一般会計及び各特別会計補正予算につきましては、議案第４８号並びに議案第４９号で御説明いたしました常勤の特別職及び一般職員の給与改定等に伴い､それぞれの会計の職員の給与等の補正予算を計上するものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき､御同意､また御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

日程第４、同意第３号　上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、同意第３号につきまして､御説明を申し上げます。

同意第３号　上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上毛町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

選任する者の氏名です。八坂徳見。生年月日、昭和２５年２月２２日生まれ。住所、上毛町大字東下３１９番地。

続きまして、氏名、末吉秋雄。生年月日、昭和２４年１１月９日生まれ。住所、上

毛町大字安雲７１番地。

　続きまして、氏名、坪根勝磨。生年月日、昭和３４年１０月２５日生まれ。住所、上毛町大字宇野７０３番地。

　理由でございますが、上毛町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

　固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査するため市町村に設置される執行機関でございます。委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または、固定資産の評価に学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとなっており、その任期は３年、定数は３名以上であることなどが地方税法において規定されております。

　なお、本町において、合併以降、本委員会への審査申出事案はございませんので、補足をさせていただきます。

　次のページから３名の方の履歴書を添付させていただいておりますので、御参照ください。八坂氏、末吉氏につきましては、再任となります。また、坪根氏につきましては、上毛町職員として税務行政での経験も豊富であり、固定資産評価審査委員会委員としてふさわしい方であるというふうに認識をしておるところでございます。

　なお、三氏からは、地域のためにお役に立てればということで、御快諾をいただいておりますことを申し添えます。

　説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

　宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）お伺い申し上げます。お三方ともに、私、存じ上げている方で、人物、識見、キャリアともに大変優れた方であるということは認識しております。２名の方は再任、留任、１名の方は新任ということでございます。今も現職であるようでございますが、今の現職と兼務することが可能であるかということは、いかがでございますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）新任の委員の候補の方につきましては、議員さんおっしゃる

とおり現職ということで確認をしております。町と請負をする者の代表権がある者については、委員になれないという規定がございます。新任の方につきましては、職員ということで、決定権を有していないということで、就任には問題ないというふうに整理をいたしております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）よく分かりました。

そして、このお三方とは、先ほど課長がおっしゃいましたように、了承を得たということでございますが、十分話し合い、面談の上、了承、承認であるというふうに私どもは受け取り、判断してよろしいんでございましょうか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、同意第３号　上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第５、議案第４７号　工事請負契約の変更契約の締結について（健康増進施設解体等工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、議案第４７号について御説明いたします。

議案第４７号　工事請負契約の変更契約の締結について。

健康増進施設解体等工事請負契約を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

１、工事名、健康増進施設解体等工事。

２、工事場所、上毛町大字東下地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前１億９９万１，０００円、変更後１億１，３６３万円。

５、契約工期、変更前、令和５年６月６日から令和５年１２月１５日。変更後、令和５年６月６日から令和６年１月３１日。

契約の相手方、福岡県築上郡上毛町大字宇野１０７１番２、株式会社築上重機、代表取締役、筒井茂則。

理由でございます。健康増進施設解体等工事に係る建設工事請負契約について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

２枚目に資料を添付しております。

今回の変更内容ですが、解体工事を進める過程において、掘削をした際、駐車場整備が計画されている箇所の地盤が水分を含んだ土壌であり、不安定な地盤であるため、地盤改良をする必要が生じました。地盤改良の範囲については、全体配置図の平面図左側のオレンジで四角囲いした部分となります。

地盤改良の方法としては、今回の軟弱地盤においては、検査結果から、石灰系固化材の地盤改良材を添加し、改良することにしております。それに伴い、地盤改良工事の増工として、８６６万８，０００円。また、実際に掘削した際に、地中にある捨てコンクリートや床のコンクリートが設計数量よりも多く発生したため、その処分費として、２２９万１，０００円。工期延長に伴う現場維持管理費、及び共通費等諸経費で１６８万円の合計１，２６３万９，０００円の増額となります。

また、地盤改良工事の増工に伴い、工期を１２月１５日から１月３１日へ変更するものでございます。

説明は以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）この件は、当初、請負契約を出す以前から地盤改良する必要があるということは判断できなかったのかということが一番問題だと思うんですが、そういう基礎的な問題はどうなんですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）工事前には判断することはできませんでした。なぜなら、地中というか、掘削をして初めて今回分かったということでございますので、設計段階等から改良する必要があるということについては分かりませんでした。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）不安定な地盤というのは目視で分からなかったかという問題と、こういった建設工事をやる専門家が見て、この土地はどういう土地だという判断ができないものかというように、私ら素人は思うわけでございますが、ある程度設計して、ここで建物を建てる、これだけの経費が必要だという契約を交わした後に、新たに、ここはこういう地盤だから余計なお金が必要なんだということを容認できるものかどうか、ここは拒否はできなかったんですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほども申し上げたとおり、工事する過程において仮掘りをしました。その際に、地盤がちょっと緩いということが発覚しましたので、初めから地盤が緩いとか、そういったことは分かりませんでしたというのが現実です。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○９番（三田敏和君）コンクリート発生材が、約７８立米くらい余分に増えているわけですが、これは先ほど、地盤が軟弱というようなことで、過去ここを建てたときに、そういうような設計仕様よりも多くコンクリート材が増えたとかいうような状況だったのでしょうか、その辺はいかがなんですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）当初設計で、コンクリートの発生材につきましては、竣工図にある寸法とか、そういったので数量を算定しております。実際に、今回掘削した際

に、当初の工事でも地中にある、先ほど申しました捨てコンとか床のコンクリート、そういったのが設計量よりも多くあったというところで、今回はその分の増工となります。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○９番（三田敏和君）それは、当初、大平の時代に建てた、設計書等とかその辺の、もしかすると工事を変更しとったかもしれませんが、その辺の資料とかで、その辺は理解できなかったのか、分からなかったのか。その辺はどのように確認したのかお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほど申しましたように、当初建てたときの設計図といいますか竣工図といいますか、それで数量は確定して、それで工事に取りかかったんですけど、実際、その地中の中に埋まってる部分をしたときに、設計書の数量よりも実際の数量のほうがちょっと多かったということです。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○４番（岩花寛之君）地盤改良の平米数は出ているんですけれども、深さはどれぐらいまでを予定されていますでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）深さにつきましては、当初計画しております１メートルまでを掘って、土壌改良をしたいと考えております。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○４番（岩花寛之君）仕上がりのグラウンドレベルというか、それは今、体育館に向かって右側に駐車場がありますよね。それを基準にしたら、どれぐらいのところを造成の高さに設定しているんでしょうか。それによって深さが変わってくるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）土壌改良をする分については、向かって右べたの駐車場と大体、まあ緩やかにつけるんですけど、ほとんど一緒です。それからの１メートルということです。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

　これから本案を採決します。

　本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第４７号　工事請負契約の変更契約の締結について（健康増進施設解体等工事）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第６、議案第４８号　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

　議案内容の説明を求めます。

　総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、議案第４８号について御説明をいたします。

　議案第４８号　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

　令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

　理由でございますが、令和５年、人事院勧告に伴い、本町常勤の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

　まず最初に、本年の人事院勧告の給与勧告の概要でございますが、一般職の給料表を平均で１．１％引き上げ、これは初任給から全号給ということになっております。それと、ボーナスを年間で０．１月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当、

勤勉手当に、それぞれ０．０５月ずつを均等に配分するということになっております。

３点目といたしまして、テレワーク中心の働き方をする職員の光熱水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を月額３，０００円で新たに新設するということが三つ大きなポイントとなっております。

それでは、議案の次のページを御覧ください。

改正分でございますが、第１条におきまして、本年１２月支給の期末手当の支給月数を０．０５月引き上げ１．２５月とするものでございます。第２条におきましては、令和６年度以降の期末手当支給月数を６月と１２月で均等にするため、それぞれ支給月数を１．２２５月とするための改正を行っております。

附則でございますが、第１条による改正は、令和５年４月１日から適用し、第２条による改正は、令和６年４月１日から施行するということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○１０番（茂呂孝志君）私は、議案第４８号は、反対の立場から討論いたします。

今国会で、内閣総理大臣の給与引き上げに、国民から批判が出る社会情勢です。国民、住民の収入が増えない状況の中で、常勤の特別職の給与、期末手当を引き上げるべきではないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）私は、本議案、本町特別職職員常勤のものに対する給与改正案は、まず人事院勧告であるということ、これに伴うものであり、また、人口減少や労働人口の減少に伴い労働環境が変化しております。このことに関して必要不可欠な事案と考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

　これから本案を採決します。

　本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第４８号　上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第７、議案第４９号　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

　議案内容の説明を求めます。

　総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）議案第４９号について御説明をいたします。

　議案第４９号　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

　令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

　理由でございますが、令和５年人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し人事院勧告に準じて所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

　議案第４８号で御説明いたしましたとおり、給与勧告の主な３点について改正を行うものでございます。

　議案書の１ページを御覧ください。

　第１条におきまして、本年１２月支給の期末手当について、再任用以外の職員は０．０５月、再任用職員は０．０２５月の支給月数引き上げ。勤勉手当についても、再任用以外の職員は０．０５月、再任用職員は０．０２５月支給月数の引き上げを行っております。

　また、国家公務員俸給表に準じまして、行政職給料表を若年層を中心に、全体で１．

１％の引上げ改定を行っておるところでございます。

議案書の５ページをお願いいたします。

第２条では、国の制度化に合わせまして、在宅勤務等手当を新設しております。本町におきまして、現在のところ在宅勤務という形は、まだ事例がございませんが、国の制度改正に合わせまして、今回、導入をいたしております。

また、令和６年度以降の期末勤勉手当支給月数を６月と１２月で均等にするための改正を行っております。

同じく、議案書５ページの附則でございますが、第１条による改正は、令和５年４月１日から適用し、第２条による改正は、令和６年４月１日から施行することとしており、会計年度任用職員につきましては、令和６年４月１日からの適用としておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）本議案は、あくまで人事院勧告であり、働き方改革の促進は、地方自治体のあるべき今後の姿勢であり、職員の労働意欲向上につながるものであると考え、私はこの議案に賛成するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第４９号　上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第８、議案第５０号　令和５年度上毛町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

ちょっと、条例案の訂正がありますので、総務課長よりお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）失礼いたします。先ほど、議案第４８号、特別職の条例改正で、私の説明の中で、附則で第１条による改正は、令和５年４月１日から適用しということで申し上げましたが、これが誤りでございます。公布の日から施行しということが正しい内容でございます。大変申し訳ございません、訂正させていただきます。

それでは、議案第５０号　上毛町一般会計補正予算（第７号）について御説明をいたします。

議案第５０号　令和５年度上毛町一般会計補正予算（第７号）。

令和５年度上毛町の一般会計補正予算（第７号）は次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５７億４，７９９万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

今回の補正予算の概要でございますが、主に、先ほど御説明いたしました議案第４８号、議案第４９号に関連いたしまして、本町常勤の特別職及び一般職職員の給与を令和５年人事院勧告に準じて改定するためのものでございます。

７ページ以降で各款全般にわたりまして、２節給料、３節職員手当、４節共済費等、及びこの後各特別会計人件費においても補正予算をお願いしておりますので、各会計への繰出金をそれぞれ計上いたしております。

なお、今回の人件費補正の概要でございますが、１６ページ以降に給与費明細書を添付しております。給料では、給与改定による増額分が４０２万3，０００円。休職者

等に係る支給実績等による減額分がマイナス３２２万7，０００円。職員手当では、給与改定による増額分が４４１万2，０００円。支給額変更等による減額分がマイナス１２３万7，０００円となっておるところでございます。

今回の補正予算の歳入財源といたしましては、一般財源として普通交付税１３４万1，０００円を計上しております。

以上、概略でございますが、議案第５０号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三田議員。

○９番（三田敏和君）ちょっと確認ですが、総務の一般管理費で７００万ぐらい減額なっている、ちょっと内容をお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）現在、育児休業中という職員がおります。その職員につきましては配属がございませんので、総務課の一般管理費に計上を年度当初しておりました。そして、今回の給与改定に合わせまして、給与の支給がない期間というのがもうはっきり確定をいたしましたので、その分を、人数で言うと２名分減額をさせていただいたということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第５０号　令和５年度上毛町一般会計補正予算（第７号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第９、議案第５１号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）それでは、議案第５１号について御説明いたします。

議案第５１号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６０万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億９，９１５万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

７ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費ですが、補正前の額１，０１２万５，０００円から６０万３，０００円を減額し、予算総額９５２万２，０００円とするものです。

本年４月の人事異動及び今回の人事院勧告に伴い、２節給料、３節職員手当等、４節共済費及び１８節負担金補助及び交付金をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、６ページの６款１項１目一般会計繰入金、４節職員給与費等繰入金を６０万３，０００円減額しております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第５１号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１０、議案第５２号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）それでは、議案第５２号について御説明いたします。

議案第５２号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度上毛町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，６１４万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

７ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費ですが、補正前の額５３８万８，０００円に２５万円を追加し、予算総額５６３万８，０００円とするものでございます。

今回の人事院勧告に伴い、２節給料、３節職員手当等、４節共済費及び１８節負担金補助及び交付金をそれぞれ増額しております。

歳入につきましては6ページ、３款１項１目事務費繰入金を２５万円増額しております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第５２号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１１、議案第５３号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）それでは、議案第５３号について御説明いたします。

議案第５３号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）。

第１条、令和５年度上毛町農業集落排水事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和５年度上毛町農業集落排水事業会計予算。

第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款農業集落排水事業収益、既決予定額８，８１６万１，０００円。補正予定額１０万４，０００円、計８，８２６万５，０００円。

第２項、営業外収益既決予定額７，００７万６，０００円、補正予定額１０万４，００

０円、計７,０１８万円。

支出、１款農業集落排水事業費用、既決予定額８,０８８万７,０００円、補正予定額１０万４,０００円、計８,０９９万１,０００円。

第１項営業費用既決予定額７,４５５万９,０００円、補正予定額１０万４,０００円、計７,４６６万３,０００円。

第３条、予算第７条中、第１号職員給与費７７２万３,０００円を第１号、職員給与費７,８２７万円に改める。

第４条、予算第８条中、２,７３４万８,０００円を２,７４５万２,０００円に改める。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

２ページ以降に、補正予算に関する説明資料として、３ページに、令和５年上毛町農業集落排水事業会計補正予算実施計画、４ページに、令和５年度上毛町農業集落排水事業予定キャッシュフロー計算書、５ページから７ページに、給与費明細書、８ページから１０ページに、令和５年上毛町農業集落排水事業予定貸借対照表をおつけしております。

１２ページをお願いします。補正予算に関する説明資料として、補正予算事項別明細書をおつけいたしております。

収入については、１款２項２目他会計補助金、１節他会計補助金に、既決予定額２,７２４万８,０００円に補正予定額１０万４,０００円を補正し、２,７４５万２,０００円とし、支出については、１款１項５目総係費、１節給料、２節手当、５節法定福利費、８節退職給付費に、人事院勧告に伴い１０万４,０００円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第５３号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１２、議案第５４号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）それでは、議案第５４号について御説明いたします。

議案第５４号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）。

第１条、令和５年度上毛町簡易水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和５年度上毛町簡易水道事業会計予算、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第１款簡易水道事業収益、既決予定額１億４，２０５万６，０００円、補正予定額１５万６，０００円、計１億４，２２１万２，０００円。

第２項営業外収益、既決予定額８，４８７万５，０００円、補正予定額１５万６，０００円、計８，５０３万１，０００円。

支出、１款簡易水道事業費用、既決予定額１億２，７８４万２，０００円、補正予定額１５万６，０００円、計１億２，７９９万８，０００円。

第１項営業費用、既決予定額１億１，６３５万９，０００円、補正予定額１５万６，０００円、計１億１，６５１万５，０００円。

第３条、予算第７条中、第１号職員給与費８７１万２，０００円を第１号職員給与費８８６万８，０００円に改める。

第４条、予算第８条中２，００３万３，０００円を２，３１８万９，０００円に改める。

令和５年１１月２７日提出、上毛町長、坪根秀介。

２ページ以降に、補正予算に関する説明資料として、３ページに、令和５年度簡易水道事業会計補正予算実施計画、４ページに、令和５年度上毛町簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書、５ページから７ページに、給与費明細書、７ページから１０ページに、令和５年度上毛町簡易水道事業予定貸借対照表をおつけしております。

１２ページをお願いします。補正予算に関する説明資料として、補正予算事項別明細書をおつけいたしております。

収入については、1款2項2目他会計補助金、1節他会計補助金に既決予定額2，303万3，000円に、補正予定額１５万6，000円を補正し、2，318万9，000円とし、支出については、１款１項４目総係費、１節給料、２節手当、５節法定福利費、８節退職給付費に人事院勧告に伴い１５万6，０００円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第５４号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和５年第３回上毛町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会　午前１０時５１分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年　　月　　日

上毛町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員